

令和 5 年度学校施設使用規定

シンガポール日本人学校クレメンティ校

1 使用可能施設

運動場・体育館（A:ステージ側・B:SJS 広場側）・道場【1 団体につき 1 施設のみ使用可】

2 施設使用の原則

- (1) 使用した翌日の教育活動及び授業に支障をきたさないようにする。
- (2) 使用者は、同伴家族を含め、使用を許可された施設以外は使用しない。

3 使用対象者は、以下の範囲とする。

- (1) 学校関係団体
- (2) 日本人会
- (3) 日本人会運動部に所属する一般スポーツ振興団体
- (4) その他支障がないと認められる団体
但し、上記に関わらず次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。
 - ①宗教上の目的をもった活動
 - ②私的慈善教育もしくは博愛の事業を目的とする活動
 - ③営利事業を目的とする場合
 - ④教育上または管理上支障があると認められる場合
 - ⑤公益に反する恐れがある場合
 - ⑥その他支障があると認める場合

4 使用概要

①使用対象者	上記 3 に示すとおり	
②使用期間	令和 5 年 4 月 17 日～令和 6 年 3 月 31 日	
③使用施設及び使用時間	体育館	平日(月～金) 18:00～21:00 土・日・祝日 8:00～18:00
	運動場	平日(月～金) 18:00～21:00 土・日・祝日 8:00～18:00
	道場	平日(月～金) 18:00～21:00 土・日・祝日 8:00～18:00
	※1 週間に 1 回最大 4 時間	
④使用時間の決定	(ア) 年間使用団体は、使用説明会にて年間使用時間を決定 (イ) 一般使用団体は、事前予約にて決定	
⑤使用に係る申請	○使用予定日の事前確認を行い、使用日 1 週間前までに必要書類を申請する。 ○長期休業中に使用の場合は、長期休業開始 1 週間前までに必要書類を申請する。	
⑥申請・キャンセル等の連絡	メールにて行う E-mail: yoyaku@sjscle.edu.sg	

5 使用に関する注意事項

使用に際しては翌日の教育活動及び授業に支障をきたさないよう、次の事項を遵守するものとする。

【共通】

- ① 校内の器物、資産を破損もしくは損傷させた場合には使用団体が弁済の義務を負うものとする。
- ② 使用にかかわる事故について学校は、一切の責任を負わない。
- ③ 利用時間を厳守すること（準備・片付け・清掃等の時間を含む）。
- ④ 使用終了後、責任者はセキュリティに報告してから退校する。
- ⑤ 使用者は、所定の手続きを滞りなく行うと共に、使用に際しては礼儀正しく振舞う。
- ⑥ 使用許可された場所以外には立ち入らない。
- ⑦ 保健室の使用は認めない。怪我や病気の処置は、各団体で行う。
- ⑧ 学校の遊具（一輪車、竹馬も含む）等の使用は認めない。
- ⑨ 飲食を目的とした使用（パーティーやお楽しみ会等）は認めない。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する措置
PCR、ART 検査が陽性の場合は利用できない。

【運動場】

- ① 運動靴を使用し、スパイク類の靴の使用は認めない。また、翌日の教育活動及び授業に支障をきたさないように配慮する。
- ② 当日の雨、前日の雨などによって校庭が柔らかいとき（足跡がつく程度）には、使用を中止する。
- ③ 使用中に雨が降り、校庭の状況が悪くなった場合には、直ちに使用を中止する。
- ④ 使用後はグラウンド整備（グラウンドのトンボがけ）を行う。
- ⑤ サッカーゴールを移動した場合は元の位置に必ず戻す（砂袋を必ず置く）。
- ⑥ 使用場所は運動場に限り、トイレ以外の校舎内への立ち入りは一切禁止する。
- ⑦ トイレはB棟1階のトイレを使用する。使用後、責任者は点検、清掃をし、清潔に保つよう努める。
- ⑧ 体育倉庫内の備品・消耗品（石灰）等は勝手に使用しない。

【体育館】

- ① ステージは使用しない。
- ② エアコンは使用できない。
- ③ 体育館内は土足厳禁とする。
- ④ 体育館倉庫内への出入りは行わない。また、倉庫内の備品・消耗品の使用はしない。
※倉庫内の備品を使用する場合には、「学校備品使用許可申請書」の事前提出が必要。
- ⑤ トイレは英会話教室前を利用する。使用後、責任者は点検、清掃をし、清潔に保つよう努める。
- ⑥ 屋外で使用する道具は、体育館内での使用を禁止する。
- ⑦ 使用後はモップやほうき等で清掃をする。
- ⑧ 床や壁にテープ等の貼り付けを禁止する。

【道場】

- ① 道場内は裸足または上履きで使用する。
- ② トイレはB棟1階のトイレを利用する。使用後、責任者は点検、清掃をし、清潔に保つよう努める。
- ③ その他は、体育館の使用事項⑥～⑧に準じる。
- ④ エアコンは使用できる。料金は、事務局からの使用料金規定に従う。

6 施設使用に関する注意事項

- (1) 使用予定日の事前確認を行い、施設使用許可申請書に必要事項を記入し、使用日1週間前まで（長期休業中の使用の場合は、長期休業開始1週間前）に申請書を学校にメールにて提出する（年間使用団体は、年度当初の申請をもって確定とする）。
- (2) 予約をキャンセルする際は、メールにて報告する。
- (3) 連絡先 email: yoyaku@sjscle.edu.sg

7 自家用車の駐車について

- (1) 自動車登録名簿を事前に届けた車両のみ、校内に駐車できる。
- (2) 土曜日は、終日駐車禁止とする（補習授業校授業日のため）。
- (3) 駐車場所は、スクールバス通路の垣根沿いのみとする。
- (4) 校内の事故については、学校は一切の責任を負わない。

8 その他

- (1) 学校事情で使用を中止することがある。その際には、学校から事前に連絡をする。
- (2) 幼児同伴の場合は、安全上の確保と共に校舎内への立ち入り、学校備品の使用など目的外の行動がないように十分留意する。
- (3) 学校周辺住民への迷惑にならないようにする（騒音等）。
- (4) 小・中学生のみでの利用は認めない。必ず、責任者が付き添う。
- (5) 規定に反した場合、使用を禁止する場合がある。

校地内及び学校周辺は禁煙です。喫煙はご遠慮ください。
